

2021年8月17日

健保担当責任者 殿
被保険者各位

パナソニック健康保険組合

**令和3年8月11日からの大雨による災害により被災した
被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取り扱い等について**

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
令和3年8月11日からの大雨による災害に伴い、内閣府は下記の地域に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該地域に在住する世帯の当健保被保険者等に係る一部負担金等及び、被災事業所における健康保険料等の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用地域】

別紙『令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について』をご参照ください。

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金等の徴収猶予及び減免
- ② 保険料の納付期限の延長及び納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付及び受診

【上記の対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた地域における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部 事業統括課

TEL 0120-878-863 (フリーダイヤル)

E-mail : kenpo.taisaku@gg.jp.panasonic.com

以上

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

■災害の概要

令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、島根県、広島県、福岡県及び佐賀県は7市4町に災害救助法の適用を決定した。

法適用日	災害救助法適用市町村	
8月12日	【島根県】	江津市（ごうつし）
	【広島県】	広島市（全区）（ひろしまし） 三次市（みよしし） 安芸高田市（あきたかたし） 山県郡北広島町（やまがたぐんきたひろしまちょう）
	【福岡県】	久留米市（くるめし）
	【佐賀県】	武雄市（たけおし） 嬉野市（うれしのし） 杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう）
8月13日	【島根県】	邑智郡川本町（おおちぐんかわもとまち） 邑智郡美郷町（おおちぐんみさとちょう）

なお、最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html